

# 香川県農業生産工程管理推進事業交付金交付要綱

制 定 平成 30 年 4 月 1 日 30 農経第 18290 号

(趣旨)

第 1 香川県農業生産工程管理推進事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 生産第 2347 号農林水産事務次官依命通知。）、農業生産工程管理推進事業交付金実施要領（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 生産第 2352 号農林水産事務次官依命通知。）、香川県補助金等交付規則（平成 15 年 3 月 25 日付け規則第 28 号。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 県は、国際水準 G A P の実施及び認証取得の拡大が加速的に進展するよう、地域のモデルとなる農業者等（以下「支援対象者」という。）が新規 G A P 認証取得に要する経費について、予算の範囲内において交付金を交付するものとする。

(交付対象経費、補助率、事業主体等)

第 3 本交付金の交付対象経費、補助率、事業主体等は、別表のとおりとする。

(事業の承認申請)

第 4 事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画の承認申請書（別記様式第 1 号）及び事業実施計画書（別記様式第 1 - 1 号）を作成し、知事に提出するものとする。

2 第 1 項の規定は、別表に掲げる重要な変更により、事業実施計画を変更しようとする場合も準用する。

(事業の承認)

第 5 知事は、前条の規定により提出された事業実施計画を交付金交付審査委員にはかるとともに、必要に応じて現地調査等を行い、事業の内容が適切であると見込まれる場合はこれを承認し、申請者に通知するものとする（別記様式第 2 号）。

(交付の申請)

第 6 前条の事業実施計画の承認の通知を受け、交付金の交付を受けようとする事業実施主体は、別に定める期日までに交付金交付申請書（別記様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 7 知事は、第 6 の規定による交付申請書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする（別記様式第 4 号）。

(事業の着手)

第8 事業は、原則として交付決定後に着手しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、交付金事前着手届(別記様式第5号)を知事に提出の上、必要な指示を受けた後、着手できるものとする。

(事業の重要な変更等)

第9 事業実施主体は、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請(別記様式第1号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は交付の条件を付すことがある。

(事業の遅延等)

第10 事業実施主体は、交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業の遂行状況報告)

第11 事業実施主体は、交付事業の交付決定に係る年度の各四半期の末日現在において、事業遂行状況報告書(別記様式第6号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12 事業実施主体は、交付事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は交付年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第13 知事は、第12の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする(別記様式第9号)。

(交付決定の取消等)

第14 知事は、第9の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる(別記様式第10号)。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱、又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(交付金の経理)

- 第15 事業実施主体は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

- 第16 この要綱に規定するもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

区分	交付対象経費	交付率	事業実施主体（支援対象者）	重要な変更
1 認証審査	<p>GAP 認証の取得に必要な審査の受審の取組み。</p> <p>注1：やむを得ない事情により事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合（困難な理由を支援対象者の責めに帰すことができない場合に限る。）にあつては、審査会社との契約の締結をもって、本取組を完了したものとみなすことができるものとする。</p> <p>注2：農業の専門学科を有する教育機関にあつては、地域への波及の観点から、当該審査の受審を公開しなければならない。</p>	<p>定額</p> <p>ただし別に定める上限の範囲内とする。</p>	<p>1. 次の①から⑦に掲げる者に該当し、香川県GAP 推進方針に合致する者であること。</p> <p>① 農業者</p> <p>② 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）</p> <p>③ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）</p> <p>④ 農業協同組合</p> <p>⑤ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）</p> <p>⑥ 農業の専門学科を有する教育機関（授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている機関又は位置付けることとしている機関に限る。）</p> <p>⑦ その他都道府県が支援の対象とすることが適当と認める者</p>	<p>1 交付金の増</p> <p>2 交付金の30%を超える減</p> <p>3 事業の中止・廃止</p> <p>4 実施計画書のうち、「事業の目的」、 「GAPの認証取得」の変更</p>
2 認証取得に係る環境整備	<p>GAP 認証取得に必要な次の①から③に掲げる取組み。</p> <p>① 残留農薬等の分析</p> <p>② ICTを活用してGAP 認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステムの導入。ただし、システム利用料に限る。</p> <p>③ 設備改修資材の導入。</p> <p>ただし、農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く。また、取得単価が50万円未満のものに限るものとする。</p>			
3 研修指導の受講	<p>GAP 認証の取得に必要な研修指導の受講の取組み。（ただし、支援対象者が研修指導を受講するのに要する旅費は支援の対象外とする。）</p>		<p>2. 事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること（ただし、農業の専門学科を有する教育機関を除く。）。</p>	